

衆議院 第八十回国会 商工委員会議録 第二十一号

昭和五十二年五月十二日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 上坂 昇君

理事 松本 忠助君

青木 正久君

鹿野 道彦君

藏内 修治君

島村 宜伸君

辻 英雄君

檜橋 進君

萩原 幸雄君

渡辺 秀央君

後藤 茂君

武部 文君

渡辺 三郎君

玉城 栄一君

宮田 早苗君

安田 純治君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 龍夫君

國務大臣 園田 直君

(内閣官房長官)

國務大臣 藤田 正明君

(総理府総務長官)

出席政府委員

内閣審議官 大橋 宗夫君

総理府総務副長 村田敬次郎君

公正取引委員会委員長 澤田 悌君

公正取引委員会事務局長 後藤 英輔君

公正取引委員会事務局長 水口 昭君

公正取引委員会事務局長 吉野 秀雄君

公正取引委員会事務局長 長谷川 古君

公正取引委員会事務局長 野上 正人君

公正取引委員会事務局長 辻 敬一君

公正取引委員会事務局長 栗原 昭平君

公正取引委員会事務局長 渡野 滋君

公正取引委員会事務局長 藤沼 六郎君

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

五月十二日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外八名提出、衆法第二八号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日(議)に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外八名提出、衆法第二八号)の撤回に関する件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

野呂委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

多賀谷眞稔君外八名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、昨十一日、提出者全員から撤回の請求がありました。

本案は、すでに本委員会の議題となっており、これを撤回するには委員会の許可を要することになっております。

よって、本案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

野呂委員長 御異議なしと認め、撤回を許可することに決しました。

野呂委員長 内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

野呂委員長 順次これを許し

ます。林義郎君。

野呂委員長 野呂委員長のお話でございますが、実は、きょう私は野呂委員長の方にお尋ねをした。また御意見を伺いたいと思っております。

本日は国会でいろいろ議論をした方がこの独占禁止政策というのはいいと思っておったのです。そういうふうな機会がなくなりましたのは非常に残念でございますが、これは今後またこの商工委員会を通じて私はいろいろ議論をしていかなければならない大問題だと思っております。

したがって、この法案の審議にかかわらず、日本の経済体制、自由経済体制の中におけるところの競争対策の取り上げ方というものは当委員会として十分に議論していかねばならない大問題だろろうと私は思いますので、質問の方に移らせていただきますが、非常に残念だという言葉だけ私は申し上げておきたいと思っております。

第一に、この前質問いたしました残った問題があります。時間もきょうは余りありませんから、政府当局の方も、ずばりそのものお答えをいただきたいと思っております。課徴金を取る場合には、当該違反行為の実行期間にかかわる課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬというふうな規定になっております。

ところで、この実行期間といふところの定義でございますけれども、独占禁止法の体系によりますと、普通に違反事実があると疑いをかけられた、公正取引委員会が調査に入る、そして審判手続にかける、審判に承諾をして勧告、審決が出た者が控訴をしなければ、あるいは東京高裁に持っていかなければそこで確定をする、こういう

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

公正取引委員会事務局長

第一類第九号

商工委員会議録第二十一号 昭和五十二年五月十二日

ことになるわけでありませう。

ところが、東京高裁なり最高裁まで私は絶対に間違っていないという事で争うということになりますと、実は、法形式論としては、その裁判が確定するまではこの違法行為というものは続いているというふうな考へるのが現在の独禁法のためであらうと私は思うのですが、そうしますと、裁判が非常に長くなるということになりますと、実行期間が非常に長くなるという場合がありますので、実行期間を短くしようというのを何か考へておかないといかぬのではないかと思うのです。

そこで、私は具体的に申し上げたいのですけれども、独禁法の中には、違反行為がなくなつたと認められたときにはそういつた形の審決をするというふうになっております。したがって、普通の場合でしたら、よく新聞広告で、事業者団体あるいは当該行為をしたところの会社との連名でもって、今回公正取引委員会の指示によりこうした協定は破棄いたしましたからというふうなことが出ておりますが、そういつたことでなくて、違反行為をしたところがみずからの意思によって新しい価格を決定したり、いままでの行為はないと考へているけれども念のためわれわれは新しい価格決定をこういうふうな形でやるといふ形にして、疑いのある、また問題となるころの期間の終結を一方的に宣言する、そういつた形によって実行期間の問題がそこで終結するという形を公正取引委員会の審決等によって確認する、その上で、既往の違反事件になりますから、この既往の違反事件について課徴金を幾ら取る、または審決でもって違反行為があったかどうかということを確認するという手続を公正取引委員会がとるといふ形にすれば、実は、裁判が非常に長引いて実行期間が長くなって思ひもかけなかつた課徴金を取られるというふうな問題はなくなるのではないかと私は思うのです。

実は、なぜ私がこういうことを申し上げるかといいますと、法律で争う権利というのは国民にすべて認められているわけでありませう。この認めら

れておられる権利を、課徴金をたくさん取るぞ、裁判を長引かせることによって課徴金が非常にたくさん積まれることになるぞというふうなことにになりませうと、経済的な利益を考へて裁判を受ける権利を実質的に制約されるということになりましたらば、これは憲法上の問題としても非常に問題があるのではないかと私は考へておりますので、いま私が申し上げたようなことが一体やれるのかどうか、この辺について公正取引委員会の方から御答弁ください。

○水口政府委員 御答へ申し上げます。

カルテルの実行期間の終期の問題でございますが、この問題についてはいろいろむずかしい問題も仰せのようにございます。一般的に申し上げますと、カルテルに対する排除措置の審決が出されますと、それで事業者の方が当該排除措置を実行に移すという場合には、その実行に移された日が終期であると見られるわけでございます。これがごく一般的な場合でございます。

ところが、いま先生がお話しになりましたように、相手の事業者側が非常にがんばって訴訟まで持ち込むといった場合にどういふことになるかというところでございますが、それでまず訴訟に持ち込んだ場合に、違反行為がないのであれば、これは幾ら長くなつても課徴金がかからないということとは自明のことでございます。

ては争いながらも、ある時点において価格の変動等があつて、それがカルテルによるものではなくて、事業者の間の自由な競争に基づいて決められた価格であるということが認められる場合には、当然そこで実行期間が終わったと考へるべきケースもあるのではないかと、こういうふうな考へま

○林(義)委員 公正取引委員会がそういつた判断をされるわけですから、やはりはっきりした期間を何らかの形で定めることが必要ではないか。裁判を受ける権利を害されないといふことから考へて、その点の配慮をいろいろな形でしていくことが適當ではないかと私は思ひます。

第二の問題に移ります。第十八条の二というところで同調的値上げという問題があります。この問題については先般の参考人の意見陳述の中でも大変に問題にされたところでございますが、相当たくさんの方から資料を取つたり何かするし、資料の取り方も漠然とこの法律に書いてございますから、やはり公正取引委員会が具体的に基準をつくつてやるのが適當ではないか。この基準というものはケース・バイ・ケースで積み上げていくよりしようがないだらうと私は思ひます。

たとえば、現在新聞なんかでも拝見しておりますと、鉄鋼が自動車会社と価格交渉をするということになっておりますが、鉄の方から代表が一人出て、自動車会社の方も代表が出て薄板の交渉といたつたことがあります。それから造船も、最近では余りありませんけれども、造船用の厚板をばらばらに買つたりするのでは大変であるといふこと、統一した建て値価格といふようなものを造船の代表と鉄の代表と出てやるというのが実は慣行になつていくわけでありませう。

いろな一つ一つのことをやりますと、あそこから買ったならばどうだとか、ここからどのくらい買ったとかなんとかというところになれば大変なトラブルであるから、そういつたトラブルを避けるために団体交渉的なことをやるのは慣行として認められていい話ではないかと私は思ひます。そういつたようなことであるとか、たとえばナフサを使つていふところの石油価格といふものは、中間製品がたくさんありますけれども、今度使うところの末端は、それこそプラスチックのメーカーであるとか繊維の小さな業者とかいろいろとありますから、そういつた建て値的なものは一応統一して決めておいた方が経済の実体に合うだらうと思ひます。

そういつたものを一概にはせずといふのはなかなか言えないかもしれませぬけれども、やはりそういつたものは一編話を聞いて、わかつたならばそのことについてはもう聞かないとかといふような形のルールを公正取引委員会が積極的につくつていくべきだらうと思ひます。そうでないと、この問題に関するところの疑心暗鬼は非常にたくさんある。特に、私は、公正取引委員会の委員長を前にして申し上げたいと思ひます。それによつては実は大変に心配をしております。いままでの公正取引委員会の事務的なやり方については、さういふ心配をされてはならないといふことでも、さういつた具体的にはつきりわかつていふようなものについては、もう改めてそんなことを聞くのではないのですが、こういうふうな基準をつくつていくべきじゃないだらうか。

申し上げますならば、値上げの理由といふものが客観的に明らかなる場合で、いままでの慣例、商慣習その他からもう決まていふようなものについては改めて報告をとることもないといふふうには思ひます。そういつたふうなことも、さういつたふうなことはどういふふうにお考へになりますか。もう一つ私は申し上げておきますけれども、た

とえば銅であるとか亜鉛であるとかというものは、国際的な建て値が、相場が決まっております。その相場に対しては、相場が決まっております。その相場が決まらざるやうな形では、値段が決められるわけでありませう。そういうようなことも、やはり非鉄金属業界では、商慣習になつておる。鉄を使うところの造船メーカーとか、なんともさういったようなものが基準になつて、いますから、さういったようなことをはっきり取り入れて、余り形式的な判断でなく、実体的に公正取引委員会がこれほどもおかしいということをよく調べるという形での基準をおつくりになつたらどうかと私は思いますが、この辺は、いかがでしょうか。

○澤田政府委員 いろいろ重要なお尋ねでございますが、まず、価格の同調的な引き上げに關する報告の徴収は、具体的などんなような方針でやるかという点につきまして申し上げたいと思つて、価格の同調的な引き上げは、形式的な基準によりまして判定されるもので、相互の意思疎通があるやうな疑いを前提としたものではございません。また、形式的に第十八条の二の要件に該当するからと、値上げの理由が客観的に明白な場合にまで値上げ理由の報告を求める必要はないものと考えられるわけでございます。

それから、値上げの理由の報告をいたしましたは、ケースに応じて値上げの理由を説明するに足る資料の提出を求めることとなるのであります。が、現在のところ、大体次のような事項について報告を求めることとなつておられます。

一つは、価格引き上げの状況についてでありませうが、建て値その他標準的な価格による引き上げ前の価格、それから引き上げた価格、さらに平均的な引き上げ率などでありませう。

それから、もう一つは価格引き上げの理由でございますが、理由の説明及び参考資料が必要でございます。参考資料といたしましては、たとえばその理由が費用の上昇にあるときは、その費用の額の推移、それから原材料費の上昇の場合には、主

要な原材料の種類別の購入価格の推移、労務費の上昇の場合には従業員一人当たりの賃金の額の推移等が必要となつておられるわけでございます。

そして、先ほど御質問にございましたように、値上げの理由が客観的に明白な場合、これは、いまも申し上げましたように、明らかに必要はないと考えますけれども、それは、一体的にはどういふ場合かということも考へておかなければなりません。これに見合います価格引き上げが行われた場合等が考へられるわけでございますが、しかし、これは一般的には、実際にこのやうな場合に当たるかどうかというところは、ケース・バイ・ケースで考へていかざるを得ない、かように考へるわけでございます。

それから、もう一つ、いろいろな基礎物資の価格の動きに關した問題についてもお尋ねでございますが、このやうなものについては報告徴収の対象となるかどうかというやうなことにつきましては、これもやはりケース・バイ・ケースで判断すべきものであると考へますが、したがって一律にどういふことを申し上げられないのであります。が、御意見の点は十分参考といたしまして、実際の運用に当たつてまいりたい、かように考へるわけでございます。

○林委員 独占禁止法というのはアメリカの法律を範としてつくられたものであります。法的な考え方といたしまして、いろいろなやうなアメリカ的な考え方でも、やはり判例的な形で積み上げていくというのがあるが、たゞだつたら、私は思ふのです。そういう意味で、公正取引委員会が独占禁止法を運用するに当たつては、やはりケース・バイ・ケースというやうなことはありますが、日本語ではケース・バイ・ケースでありませうけれども、いわゆる判例的にこゝろいったものがわかつてくるものまでやることはないというやうなルールづくりを公正取引委員会は、積極的にしていくべきではないかと私は思ふのです。

いまの委員長の御答弁は、値上げの理由が客観的に明白な場合というやうなことに關しては十分わかっているからというやうなことであります。が、それが公正取引委員会の内部において全然わからないということではなくて、積極的に公正取引委員会がそれはケース・バイ・ケースで判断するところのルールづくりをしていかれてやつていくことが本當のいい意味での運用になるのではないかと私は思つておるわけでございます。その点をぜひ公正取引委員会委員長お考へになつて、いただいで独禁法の運用をやつていただきたい。これをお願いしておきますが、御答弁をいただきますか。

○澤田政府委員 ごもつともな御指摘でございます。具体的な問題は個々の非常に特徴を持った問題でございますので、ケース・バイ・ケースと申し上げましたが、報告徴収の基準につきましては、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そしてなるべく明らかな基準というものができ上がるやうに努力をしてみたいと思つておられます。

○林委員 八条の四の關係で、「独占的狀態」に關する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむづかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思ふのです。

先般も当委員会ではビールなりウイスキーの例を引きまして御質問申し上げました。それで、公正取引委員会から資料を出していただきましたが、しかし、残念ながら、私は、あの資料を見まして、一体何が該当するのかが該当しないのかというところが、はっきりとした論理的な積み重ねというものはできないと思ふのです。あの資料からいへば、一定の事業分野というやうなことは、あるいは一定の商品というやうな範囲、あるいはどの範囲においてやるんだというやうなことは、とてもじゃないが読み取れないと私は思ふのです。したがつて、またさういふやうなことでこの市場構造というものの概念が決まつていふやうなところと私は思ふのです。

そこで、さういった問題もありますから、私は

これはもうあえて質問をいたしません。しかし、その点について一つだけ公正取引委員会の方に確認をしておきたいのですが、さういふガイラインをつくられて九業種というものが出ています。ところが、全然何もなかつたやうなところへ来ていきなりばかつとすぐに強制調査をされるとか、なんともさういふことになりませうと、これまた大変なことになるわけでありませうと、これまたラインで事業分野というものは恐らく示されるでございませうから、一過示した事業分野があつて、それで公正取引委員会の中の経済部がいろいろ調査を始めますが、さうした上でこれはまたいろいろとやつていくというやうなステップを踏んでいただきたいと私は思ふのです。さうしないといふことになると、公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思ふのです。その点が第一でございます。

それから、第二番目の問題ですけれども、この中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふやうに書いてあるのです。自由主義体制といふのは本當は利潤動機で動くわけでありませうから、利潤は高く取つても、資本主義社会だつたら、自由主義社会であつたらばそれはいいことだと私は思ふのです。それがもしも高いところがあれば、その事業に対して入つていき、入つていくことによつて、競争によつてその利潤率がだんだん下がつていくといふのが自由主義体制の基本原則だつたらば私は思ふのです。

さういふ基本原則ですから、利潤率が五割を超えたならばもういきなりすぐにはばつとこれは悪だといふことを言つておられるといふやうに聞きますけれども、さうじゃないと私は思ふ。やはり、利潤率が非常に高いところが、いろいろな広告費であるとか、社会的レベルから見ているいろいろな悪をもたらしつておられるといふやうな弊害の事由があつたときにこそ初めて独占的狀態として弊害ありと判断をしなければならぬのであつて、簡単に五〇%高いから云々といふやうなことはどういふやうかと私は思ふのです。この利潤率というやう

な問題は、どちらかというといまの考え方からすれば新規参入の問題と非常に密接な関連がある。新規参入を抑えながら同時に高い利潤率を持つているということが非常におかしいということでありまして、だれでもその事業に対して入っていい。その事業の中では競争ですから、特にまた現在には非常に景気の悪いときであるから、そうすると一般的な利益率というものは非常に低い。たまたまその会社だけ何らかの理由で努力したからというので、五〇%、去年と同じくらいの利益率を出しましょうという話になったときには、それをひっかけるというのは経済の実態に合わないだろうと私は思うのです。そういうようなことを考えてやっていたら、これが第二番目の問題です。

それから、第三番目の問題として申し上げるのは、この前の参考人の話の中でもありましたが、たとえばブリキに対する利潤率というものはどう考えるのか。これは仮定の仮定を置いてやらなければならぬ。フィルムに対する利潤率をどう考えるのか。フィルムでも、小西六にいたしましても、富士フィルムにいたしましても、それぞれ写真機部門を持っているわけでありまして。写真機部門の利潤率とフィルム部門の利益率などというものは、これはなかなかそう簡単には引き出せるものじゃない。いろいろな仮説等を置いてやらなければならぬと思うのです。

それから、第四番目の問題は、聞くところによりますと、政令で、製造業におけるところの一般的な利潤率に対して著しく高いというふうにしておられる。ところが、果たしてそれがいいのかどうか。

それから、もう一つは、自己資本利益率というものを言っておられますけれども、この前の参考人の意見にもありましたが、自己資本利益率がいいのか、あるいは売上高利益率がいいのか、総資本利益率がいいのかというところも実は非常に問題があるところだと私は思うのです。これはなぜかという、自己資本利益率を使っておりますの

はアメリカの学者がやっておるわけですが、アメリカは自己資本でもって設備投資云々というものが大体決められるという形です。日本では残念ながらそういう習慣になっていないというところからすれば、日本では、自己資本利益率を見るだけではなくて、売上高利益率なり総資本利益率なりを見ようというところも十分に検討してやらなければならぬ問題だと思えますし、この中には政令で書いているということですから、政府の方には大変なエコノミストもおられるわけですので、そういう方々の議論を十分に参考にして、本當にいいものをつくっていただきたいと思うのです。

この問題と、むしろもう一つ考えていかなければなりませんのは、一般管理費及び販売費という一般的なことが書いてある。これは利益率が高いか一般管理費、販売費が著しく高いというふうにしてあります。ここにイ、ロと書いてあります。これは、利益率が高いときに、この一般管理費なり販売費という形でその利益率が逃げていくのではないかと、これを抑える趣旨だろうと思うのです。

と同時に、販売費という形で一番典型的に見られますのは広告費であります。広告費というものをどう考えるかというの、これもまた経済学的には大変にむずかしい議論がありまして、広告というの、一般消費者のためになるのだから何ぼやってもいいのだとか、いやそうじゃなくて、広告を積み重ねるからその分だけコストが上がってよろしくないという議論がある。これはアメリカなんかでも、カルデアであるとか、いろいろな方がずいぶん議論したところでありまして、日本の経営学とか商品学とかというところでもずいぶん議論のあるところでありまして。そういうところのものをやるわけですから、経済学の学者の意見も十分に聞かれると同時に、もう一つはやはり経済の実態に合うようにやっていたらだかねばならないと私は思う。

たとえて申し上げますならば、広告費が日本で

金額として一番高いのは松下電器産業である。それから、これはパーセンテージで書いてあります。パーセンテージで言いますと何が高いと思えますか。サロンプラスをつくられているところの久光製薬というのが広告費の支出率が一番高い。ところが、そんなものと比較してそれじゃどうだこうだと言ったところで経済の実態に合わない。むしろ薬品業界においては非常に広告宣伝費がかさむ、あるいは家電業界においては非常にかさむのが経済の実態でしょうから、そうした実態をよく判断しながらこの運営をやっていたらだかなければならぬ問題だと私は思うのです。形式的にその五〇%を超えたから一つでもどうだとか何だとかという話でなくて、その業界におけるところの商慣習、あるいはいろいろな販売をするところの諸行為、そういうものについてどういうふうな判断をするかというのを判断しながらこの独占的状態というものを判断すべきがたてまえではないだろうかと私は思うのです。

それから、もう一つの問題は、この前参考人の中からも御意見がありました。労働組合の方々から、労働組合の意見を十分に聞いて、労働組合が反対したときには営業の一部譲渡はやめてくれ、そんな改正をしてくれという御意見が、そんなのでした。それからもう一つは株主権の問題もありました。株主権に対する不当な侵害の問題がどうだということもありました。

だから、そういうようなことは、確かに法律的には営業の一部譲渡を命ずると書いてありますが、いろいろな御意見のあるところから、そういう条文をつくったわけでありまして、そういう御意見は十分に人に入れてやっていたら、それが法の運用のためにはいいし、また、本當の意味でのいい競争政策の貫徹のためには必要なことではないだろうか、いたずらな紛争を巻き起こすような運用をしてはいただきたくない、そういうふうには私に考えておりますが、公正取引委員会の方で、あるいは政府の方で、いまの私が挙げました五点半ばかりの点について、担当は違ふのかもしれないけれども、

それそれのところからお答えをいただきたい。○水口政府委員 政令等についての御質問もありませんので、これについては総理府の方からお答えがあるかと思えます。

まず、一番最初の事業分野等について、この前公正取引委員会の試案を提出いたしました。あの別表一にいわゆる九業種というのが書いてございまして。正式にはこれがそのまま別表一になるのかどうかというところはまだわかりませんが、仮にそういうものが明らかになった場合に、それ以外の業種についてそれが「独占的地位」に該当するかどうかというので急に措置を命ぜられることがあるかというところもございまして、理論的にはいろいろな考え方がありかと思えますが、やはり、公正取引委員会がそういうガイドライン的なものを発表しているわけですから、そこにならぬものについて急にそういうふうな営業の一部譲渡等を命ずるといふことは非常におかしいと思えます。常識で考えてもおかしな話でございまして、そういうことはあり得ないということをお申し上げしておきたいと思えます。

それから、「独占的地位」の定義規定に関連いたしまして、二条七項の三号でございまして、この標準的な利益率を著しく超えておるといふことにつきまして、私はこの前五〇%ということをお答え申し上げたわけですが、その趣旨は、五〇%というのはいくまで単なる目安でございまして、何か目安がないと物は考えにくいということで申し上げたにすぎません。実際にはやはりケース・バイ・ケースでよく実情を勘案して、何が著しく超える率であるかということをお考えのべきだと思います。

それから、なお、この三号にはイ、ロとございまして、イのところは利益率のことが書いてあるわけですが、その柱書きのところから「相当の期間」ということが書いてございまして、相当の期間というの、これは利益率にもかかっておるわけですが、これは利益率を見るときは短期間で見るとはならず、相当長期にわたって

それそれのところからお答えをいただきたい。○水口政府委員 政令等についての御質問もありませんので、これについては総理府の方からお答えがあるかと思えます。

てそういう状態が継続しておるのかどうかということを見て判断するわけでございます。

この二条七項三号の利益率の問題であるとか、それからそのほか販売費、一般管理費の問題についていろいろ御指摘がありました。ごもっともな御指摘でございますので、運用に当たりましては十分その点を配意いたしたいと思っております。

○大橋政府委員 政令でどういふものを定めるかという点につきましては、一応、ただいまのところ、業種については先ほど先生が御指摘になりましたような製造業というような広い範囲、それから利益率につきましては自己資本利益率を原則として考えるということにはなっておりまして、法律が成立いたしましたして公布になりましてから施行までの間に政令につきましても準備期間がございまして、この間につきましても、先生の御指摘も御趣旨に沿いまして十分に各省との調整に当たってまいりたい、こういうふうに考えております。

○林(義)委員 独禁法の運用というのは、特にこの「独占的狀態」というのは、世界的にもきわめてまれな形での寡占対策をやるわけであります。学問的にもまだ進んでいないところがたくさんある。また、アメリカでもいろいろ議論のあるところでありまして、そういうようなことでもありますし、日本の学者の中においてもいろいろ議論のあるところでありまして、そういうものをあえて決めるわけですから、やはり、そういう学者の意見や経済実体の問題を十分に入れて運用をやっていたらいいのだということではなくて、そういう形の本当にいい意味での物の考え方、進んだ経済学の考え方も取り入れてやっていただくことを私は心から切望しておきます。

それから、時間が余りないようでございますから次に移らせていただきますけれども、これは総務長官にお尋ねしますけれども、この問題を議論するに当たって、独占禁止法の問題をやる

きに常に議論になりますのは公取の第四條的な機能であります。公正取引委員会は準司法機関と申すわけであります。私、今回の独占的狀態のような問題は明らかに行政的な裁量によって行われるところの処分だろうと思っております。たゞさんの、九つも十もあるような実態をいろいろ判断しなければならぬ。しかも、著しく価格が高いとか、著しく需給に影響する、これはたしか新自由クラブの方からの御質問もあつたのだらうと思つておられます。著しく、なんというのは裁判所の判断する問題ではないのです。これはまさに行政が判断する問題だと思つておられます。

そういう意味で、これは行政権に基づくところのいろいろな判断だろうと思つておられます。実は、公正取引委員会は準司法機関という形で独立の権限を持っております。ところが、独立の権限を持つて、それがどこかに訴追をされるということだつたらいいのですが、残念ながら公正取引委員会は五年間は身分保障がびしゃつとしておる。私は、民主主義のルールというものはやつたことに對して責任を持つという体制でなければならぬと思つておられます。たとへば独占的狀態についていまだ澤田委員長が判断されたことが国会においても非難され、国民的にも合意が得られないというようなときには、たとへば内閣がやつたときには内閣に對して不信任案をつきつける。不信任案が通つたならば内閣はやめなければならぬし、または解散をする。こういった形で民意を問うという形になる。裁判所におきましても、最高裁判所の裁判官の国民審査というのがあります。非常に形式だとは言われるけれども、やはり国民の投票にまつということになつておる。ところが、公正取引委員会はそういう形の考え方が非常につきりしない。

特に法律に書いてありますのは、内閣総理大臣の所轄に属するものが公正取引委員会だと書いてある。所轄というのは、当該官庁の独立性が強く、主任の大臣との関係が最も薄いものにつき、

行政機構の配分方法としては一応その大臣のもとに属するという程度の意味をあらわすという言葉で所轄という言葉は用いられておる。これは政府が出しておるところの解釈であります。そういった解釈であるけれども、やはりこれだけ非常にむずかしい問題であり、しかも国会でも非常に問題になり、新聞その他でも大変に問題になるような問題であり、参考人の意見を聞きましてもこの独占的狀態は大問題だというふうな話でありました。それから、そういった問題を処理したときに間違ひがあつたならば、だれかがそれに対してノーと言ふことを考へておかなければならぬ。そういう意味で、国会の下の機関という形にするのか、あるいは完全なる行政機関の中の一部にするのかということを考へていかなければならぬ。私は、これは行政組織のたまたまの問題としてあると思つておられます。政府の方でも今度は行政機構改革云々というふうな話でありますから、この問題はこれからの問題としてぜひ考へていただきたい。これはアメリカの行政委員会をまねてつくつた機構であります。占領政策の遺物としてできたものである。そうした点はやはりいつかの機会には直していかねばならぬという点が再検討すべき問題だろうと思つておられます。

それから、第二の問題として、これからの減速経済の中において運用する場合にこの競争政策をどう導入していくかというところは非常にむずかしい問題であるけれども、自由体制を守るためにはぜひともやつていかなければならぬ一つの大きな政策だと思つておられます。単に公正取引委員会というところの一部の機構でなくて、政府全体が取り組むべき問題ではないかというふうには私には考へるわけでありまして、そうした意味で公正取引委員会を除いたところの一般の行政機関は、たとへば経済企画庁が総合計画の立案をするのでありますけれども、その中で競争政策というものを一体どう考へるか。通産省、農林省、厚生省、運輸省と各省ありますけれども、各省の中のそういう競争政策の運用というものはやはり考へていかなければならぬ。

それでは、それはたとへば酒の話になりましたら、大蔵省は酒をできるだけカルテルをつくつてやれなどというところではないかぬのでありまして、この自由主義体制をとつていくためには、やはり各省の力によって競争体制というものができると考へていかなければならぬと思つておられます。そういうことは今回の法律を党内でいろいろ議論をしたときにもありました。私は、これはこれはこれからの課題としてやつていかなければならぬと思つておられます。この辺についての総務長官の御答弁を求めます。

それから、もう一つ申し上げておきますけれども、最初に私が申しましたように、独占禁止法を今回こういうふうな形でやりますが、これは日本の風土との問題がある。最初に申し上げましたように、中小企業の床屋の人が休日に休もうなどということをやつたならば公正取引委員会にひつかかつて不当な取引制限などという形は、日本の風土には少なくとも合わないわけでありまして、先ほど申しました鉄鋼と自動車の間の話し合いをするというところも、日本に春闘運動というものがあつて以上は、これも日本の風土のたまたま出てきておるものだと私は思つておられます。そういう日本風土のたまたまがあるから、単にアメリカをそのまま直輸入したところの独禁法というものはやはり考へ直していかなければならぬ点の一つあると思つておられます。

それから、もう一つ私は申し上げましたけれども、法律の立場を離れて日本で一番独占的な企業というものは何かといへば、政府が関与している公社公団というか、要するに国鉄あるいは電電云々というふうな政府がやつておるところの機関の問題だと思つておられます。これらにつきましても、それをすぐに分割してしまふなどということは私は申しませんが、競争政策の観点からすれば、やはり、こうした国鉄なり電電なりその他の機関が非常に効率的にやるといふことだと思つておられます。な

競争政策をとらなければならぬかといへば、それは効率的ないい経営をやり、効率のいい運用を

やるからということでありますから、そうした効
率性ということをやはり考えていかなければなら
ない。効率性をやるために、場合によつたら一部
のものは外して競争に任せるというような政策も
とつていかなければならないと思ひますし、特
に、政府の方では、この前の国鉄の違法なスト権
ストなどというものがあつて以降やつておら
れますのは、公共企業体の関係を抜本的に見直す
ということを考えている。その考え方の中に、競
争政策の考え方、今回とつた独占的狀態に對する
ところの問題と同じような考え方を入れていくべ
きだらうと私は思うのです。少なくともそういう
た考え方を入れて、これからの公共企業体はど
うあるべきかということも議論していただかなけれ
ばならないと思ひます。

経済学的にはX非効率性というものがあつて
す。新しい学問でありまして、そういうものがあ
るのです。それは経済の効率性というものを考
えていかなければならない。単に民間のビッグビ
ジネスだけではなくて、パブリックなビッグビ
ジネスの問題についてやはり思ひをいたしていかな
ければならない問題だらうと私は思ひます。そう
いった意味で、これは政府の方にもお願ひをした
いのでありますけれども、国会でもぜひやつてい
ただかなければならない問題だと私は思ひます。

これは最後に委員長にお願ひをしたのですけ
れども、最初に申しましたように、いまお話をし
て野党の諸君も大体うなすいておられたようであ
りますけれども、当委員会で競争政策というもの
を取り上げていただくことが必要なことだ
と思ひます。そういう意味で、先ほど申しま
したように、今回の法律につきましては、「独占的
状態」その他の問題についてはいろいろとまだ
だ議論をしなければならぬ点がある。競争政策
というものをうまくやつていくためには、政府に
任しておいたからもうそれで知らないということ
でなくて、当委員会においてもそういう議論を
活発にしていかなければならない。私は、本当な

らば特別委員会あたりをつくつていただいでや
つた方がよいと思ひますけれども、少なくともそ
ういった議論を積み重ねていくことが必要だ
と思ひます。当委員会にそういう競争に關する
小委員会でもつくつていただいで、そこで少し具
体的に掘り下げて野党を通じて議論をしてい
ただくことが本当にいい実りある競争政策なり独占
禁止政策の遂行になるだらうと私は思ひます。

○藤田国務大臣 たいま林先生から大変貴重な
御意見をお伺いいたしましたと思ひます。

第一問の公正取引委員会の性格といひますか、
これはそういうものであつていいのだらうか、独
占的狀態」といふふうなことで分割とか一部營業
譲渡がもし行われるなら大変なことなのだ、それ
が現在のよな公正取引委員会の性格でいいの
かというふうな御質問であらうかと思ひますが、公
正取引委員会がただ単にアメリカの物まねとかと
いうことではなくて、政治的な影響を排除し、時
の好況とか不況とかということも關係なく経済的
なルールのもとに自由競争を活性化していこう、
自由主義経済を今後とも維持、促進していこう、
圧力、影響を受けないものとそれに専念してい
こうという形でございまして、準司法的な性格を
持つていくわけでありまして、しかし、人によつ
てそれが偏りはしないかという御懸念もあらうか
と思ひます。

そういう意味合いにおきまして、委員会は五人
で組まれておりまして、この審決は三人の賛成を
要するといふふうになつておるわけでございます。
この五人の合議制といふことが非常に大きな
特徴であらうかと思ひます。これで中庸、中立を
得ていこうといふ考え方があると思ひます。
それから、第二番目に、経済企画庁その他それ
ぞれの役所が競争政策の推進を当然考えなければ
ならぬじゃないか、ただ単に公正取引委員会がそ

れをにらんでいるからいいとかいふ問題ではある
まいとおつしやいましたが、それはまさにそのと
おりでございまして、公正取引委員会が四十条の
強制調査に踏み切るといふようなことにならない
ように、こういう独禁法が改正強化されることに
よつて、各主務官庁はその管轄下における各ビ
ジネスに對していろいろと指導をしていかな
ければならぬと思ひます。これはおつしやるとお
りでございまして、公正取引委員会が存在するが
ゆゑにそういうふうなビッグビジネスの行儀がよ
くなるというだけのものではないと思ひます。
各官庁がそれぞれ行儀をよくするようにその企業
を指導していくのは当然のことだと思ひます。

第三点は、日本の風土によつて云々といふ、た
とえばパブリックなビッグビジネスに對してどう
いうことだといふふうなお話もございましたが、
これはおつしやるとおりでございまして、公共性
のあるもの、そしてまた日本の古來からの「古
來」と言つてもそれほど古いことではございませ
んが、明治以降専売だとかいふことで三公社五現業
なるものができ上がつてきているわけございま
すけれども、確かにおつしやるやうに公共性が強
いがゆゑにモノポライズがあつて非効率になつて
おるといふことは事実だと私は思ひます。あらゆ
る面からこの効率性を取り戻していかなければな
らぬ、そのためにはある程度の政治的決断も必要
ではないかといふ事態にもうすでに立ち至つてい
る、かようにも思ひ次第でございまして、先生の
御高見はよく承りましたので、その趣旨は生かし
ていきたいと思ひます。

○澤田政府委員 たいま総務長官からお答えし
たとおりでございまして、公正取引委員会の業務
運営のあり方あるいは減速経済下における独禁政
策のあり方、また、独禁法とわが國の風土との調
和の問題等、いずれも重要な問題でございませ
んが、御意見の御趣旨に従つて努力をしてまいり
たいと思ひます。

○野呂委員長 林委員の御指摘の点につきまして
は、理事会にお諮りを申し上げて、御趣旨に沿い
て考えております。

得るよう今後運営に努力をいたしたいと存じま
す。
中村重光君。

○中村(重)委員 総理の出席要求をしておりま
したが、きょうは総理が来なくて官房長官が出席を
するということですが、基本的な問題は官房長官
が出席をしてからお尋ねをすることにいたしま
す。

今日まで同僚委員が質問を続けてまいりました
が、その点について必ずしも政府の答弁が一貫し
ていない、質問者によつて答弁が食い違つてい
るという点が若干ありますので、その点をただし
てみたいと思ひます。

七条の改正なんです、私どもは第七條第二項
を削除の修正を行う方針です。現行法第七條の規
定は、修正することによつてこれまでの公取の解
釈をいささかも損なうものではないといふやうに
考へているわけですが、この点に對しての総務長
官と公取委員長のお答えを伺つてみたいと思ひ
ます。

○藤田国務大臣 七條の二を削除いたしましたも
七條は現行法のまま残つておるわけでございます
から、これは何ら制約を与へるものではないと思
ひます。従來の七條の解釈を変更することは一切な
い、かように考へております。

○澤田政府委員 たいまの総務長官のお答えど
おりであります、現行七條の解釈、運用に關し
ましては、今後とも従來と少しも変わりないと考
えておる次第でございまして。

○中村(重)委員 たいま明確な答弁がなされた
やうに考へられるのですが、これまでの解釈は、
公取委員長は、七條により違反行為によつて生じ
た影響を排除する措置を命ずることができるとし
ていたと思ひますが、そのとおりの理解をしてよ
ろしいですか。

○澤田政府委員 そのとおりでございまして。
○中村(重)委員 その現行法七條の排除措置につ
いては、第七十五回国会において私どもは五党修
正を——いわゆる全会一致をもつて、影響排除、

原状回復命令を行うことができるというふうなことの重要な修正を行い、これに対しては、折衝を各党間に行いましたから、そこで自民党もそれに応じていわゆる五党修正という形になったわけですが、これを特に削除しなければならなかった理由は何なのか。

○大橋政府委員 たいまの七条の、五党修正案を削除しなければならぬ理由でございますが、これはまさに原状回復命令ができるという解釈だといえますと、独占禁止法の考え方というものは、カルテルによる拘束を排除いたしました後は、事業者の自主的な創意ある活動を期待するということでございますので、その分野についてまで公正取引委員会が具体的な内容まで決定して命令するということは適当でない、こういう考え方にしようでございます。

○中村(重)委員 ところが、現行法第七条の排除措置については、これまでの運用なんです、公取の審決において、事件の必要に対応し、その内容が工夫され、違反行為によって生じた影響を排除するための措置と考えられるものも命令してきただと思うのですが、公取委員長、その点は間違いないでしょう。

○澤田政府委員 従来、七条におきましていろいろな命令を出しておりますが、これはいずれも違反行為の排除及びその排除を効果あらしめるための措置として行われたものと考えておりました、影響の排除というふうな考え方はないと理解をいたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 それはいままでの解釈です。私の先ほどの、従来の解釈というものをいささかも損なうものではないと理解してよろしいかということに対しては、そのとおりの答えになったのです。そこで、これまでの運用というのは、たゞいま私が指摘をいたしましたように、違反行為によって生じた影響を排除するための措置と考えられるものも命令してきたというふうに思うのですが、これは従来公取が運用してきたことを委員長は十分理解してのいまの答えになっているの

です。

○澤田政府委員 たとえば七条で価格の再交渉命令というふうなものも排除命令と同時に発行しております。こういうものは考え方によってはあるいは影響に関する措置ではないかという見方もあるうかと思えますけれども、私どもは、これはやはり違反行為の排除と一体の命令であるというふう

に理解をしておるわけでございます。

○中村(重)委員 公取委員長の見解と同時に総務長官の考え方もお聞かせいただきたいのですが、いわゆる違法カルテルをやつて、そして価格を不当に引き上げたという場合、これに対してカルテルは違法であるということで排除命令をすることができると、ところが、価格をもとの状態に戻すことができないということになってくると、これはカルテルのやり得だということになってくる。これは消費者はやはり納得できないということになるのであつて、価格というものはもとの価格に引き戻していくということが当然常識でなければならぬ。それでないと企業はいささかも痛みを感じないということになってくると思うのですが、そうあるべきではないでしょうか。総務長官、どうお答えになりますか。

○藤田國務大臣 この七条は、違反カルテルの排除を主体とした七条でございますから、その影響の排除というものは従たるものだと思うのです。第七条の二の方は影響の排除ということが主たるものであつたと思つて、これはなくなるものでございますが、そこで、第七条だけで影響の排除は全然できないのかということ、そうではないと思つて、ただ、価格介入といふか、原状回復といふか、それを公取が命ずるということにつきましても、これは違反カルテルの結束を解除させるということが主目的でございますから、その原状のもの、あるいは三カ月前、四カ月前、半年前の価格にどうしても引き戻せというふうな命令はかかと考えております。

○中村(重)委員 だから、七条の二を加えて、そして事業者がこの程度の価格にいたしますといつ

たような、改善というのか何というのか、そういうものをいささか、それは審議会の答弁を聞きまして、満足できないものであれば十分指導をし、そして七条の二の効果を十分生かすようにしたいという意味の答弁がなされていただけですね。ところが、第七条の二があるというところは、いまもお答えがあつたわけですが、従来公取がやつてまいりました影響排除といったことに手心が加えられていく、そして事業者中心という形にこの七条が運用されることになってくるとこれは大きな後退になるということ、七条の二はやはり邪魔なんだという考え方の上立つて、七条の二を削除するという修正を加えようというのが私どもの考え方であるわけですが、

だから、従来の解釈のおりおやりになるのか

ということをまずただしておく必要があるから、それを確認の意味でただしてまいりましたし、また、私が申し上げましたように、違法カルテルによってカルテルのやり得というふうなことでありましては排除命令が出て企業者は少しも痛みを感じないということになってくるので、そういう不当な行為によって価格を引き上げて、それによって不当な利益を得たという場合は今度は課徴金といった形が当然発動されてくることになるわけですが、それだけではなくて、従来、七条の運用という、いわゆる影響排除という点を創意工夫してやつてきたわけですから、それは従来のおりこれを強力に推進していくということではなければならないというように私は考えるわけでございます。

この点に対しては総理府審議官並びに公取審議官の答弁というものに一貫性がない、質問者によって若干食い違つているという面もあるわけなので、ここで確認をするためにお尋ねをしたわけでありまして、私が申し上げたような趣旨で今後とも強力に従来の解釈を生かし、いわゆるカルテルのやり得ということがないように推進をしていくという姿勢をもつて対処していかれる御意思なのかどうかということをお尋ねいたします。

○澤田政府委員 七条につきましては、先ほど申し上げましたように、従来の規定そのままに残るわけでございますから、従来公取が解釈し、運用いたしておりました方針を今後も厳正に進めて運用してまいりたいと考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 次に、主務大臣に対する通知並びに意見を述べる機会を与えることについてお尋ねをします。

四十五条の二で主務大臣に意見を述べさせることとなるわけですが、この点は、率直に申し上げて、七十五回国会で五党一致でもって衆議院を通過した内容からいいますと大きな後退であるというように私は理解をしております。私どもはこれを修正することによって全力を傾けましたけれども、政府・与党といつたしましてはこのような術どめをするということがみそであると、私どもは端的にそのような受けとめ方をしているわけですが、なぜにこのような術どめをしなければならぬのか、改めて総務長官のこの点に対するお答えを伺つてみたいと思つております。

○藤田國務大臣 先生も御承知のように独占的狀態というものは、これはもちろん弊害を伴つてい

るわけでありまして、長年相当の期間において徐々に積み重ねられるものだと思うのです。そこで、これを独占禁止法によって構造分割とか一部営業譲渡とかいうことをするは最悪なる状況でございます。その前に自主的に直すとか、主務官庁の指導によってそういうふうな弊害が矯正されるか、そしてまた健全な競争がその分野において回復していくことが望ましいわけでございますから、そういう意味において、いよいよ強制調査に踏み切つたという時点において一度主務官庁の方に通知をしておくと、これも大切なことではなからうかと思つておる次第でございます。

それらによって公正取引委員会の権限や独立性が侵されるものでは決してないわけでありまして

七

ら、一応の通知というものは必要な措置ではなからうかと思っておりますので、決して後退とは考えておりません。

○中村(重)委員 公取の独立性が侵されるものではないというのは、それはあなたがそうお考えになつていらっしゃるのですか。公正競争というものをあなたが強調なさるならば、こういう歯どめをしたこと自体に問題があるわけだ。それから、通産省の今日までの姿勢ということをお考えになつてみられたらどうかですか。少なくとも通産省は企業寄りであつたことに間違いはない。通産省のこの企業寄りの姿勢というものはなかなか改まらない。だから、独禁法の改正に当たつても一番強く抵抗したのが通産大臣ではありませんか。何と弁解をしようとも、この点は否定することはできないというように私は思うのです。

それから、この点は総務長官が同僚佐野委員の質問に対してお答えになつていらっしゃるのですが、主務省は専門的知識と陣容がある、公取の陣容は六十人であり、主務大臣の意見を聞かなければ間違いを起すという答弁をしておられますが、私は、このような総務長官の発言は全く看過し得ない、きわめて不穏当な内容であるというふうに考へる。いまあなたは公取の独立した権限を侵すものではないとお答えになりましたが、このような答弁自体の中に、この規定に対して政府が意図しているものを暴露しているというように私は考へるわけですが、この点はどうかお考えになりますか。

○藤田(重)大臣 政府の意図するものを暴露しているとおっしゃいますが、別段の意図はございませんので暴露するものはないと思つてございませうけれども、ただ、いま御指摘のように、調査をやる人員が六十名ぐらひでございます。公取の人員は全国で四百名からありますが、それに専門にかかるとは六十名ぐらひである。ですから、なかなか手が回りかねるということも確かでございます。今後、人員の補強その他を考へなきやならぬと思つてございませうけれども、しかし現有勢力はそう

いうことでございます。そこらにおきまして、主務官庁が豊富な資料なり豊富な知識を持つていらっしゃることも、これは確かでございます。これに通知をし、それらに必要なたくはなかるるか、かように申し上げた次第でございます。

○中村(重)委員 公取の職務の性格からして、制度的に政府の手助けを受けるというふうなことで、さらに政府との一体化を図るといったことは公取の独立性の維持ということが困難になるというように私は思つてお答えになつたように、公取の陣容というものは全く弱いな、主務省が非常に陣容がある、しかも専門的な知識があるんだということだと、それを裏返すと、公取は専門的知識というものは持つていないということになるわけです。このことは、総務長官の発言は公正取引委員会の職務遂行能力に対する不信任、疑念を表明したものだということになる。これでは主務大臣の意見に拘束されることを期待しておられるというふうに受け取られるではありませんか。だから、このような不穏当な発言というものは当然取り消されるべきものであると私は考へる。

ましてや、公正取引委員長がこのような総務長官の発言に対して、あなたもこれを肯定するようなことを後藤委員の質問に対して言われている。主務大臣の意見というものを尊重し、これを配慮してまいりますと言われている。少なくとも自信と確信を持つて独占状態ありと見てこの調査に着手していき、あなたの部下が本当に相当な期間をかけて精力を傾けてそれに対処していかうとすることに對して、総務長官の発言を肯定するということとはあなたの部下に対する侮辱だということをお申し上げても差し支えないと私は思ふ。そういうことではあなたの部下は、公取の職員は、自信と確信を持つて対処していくということになり得ないというように考へる。

だから、総務長官は、私が指摘をいたしました

ような不穏当な発言は当然取り消されるべきであると思つておられますが、そういう御意思があるかどうかという点と、それから公取委員長は、このような総務長官の発言に対して改めてどうお考えになるのか、みずからの部下に対して信頼を持つていらっしゃるか、また、専門的な知識と識見を持つていらっしゃるかと、あなたはお考えになつていらっしゃるかどうか、それぞれお答えいただきたいと思つておられます。

○藤田(重)大臣 独占禁止法の改定によりまして公正取引委員会の方が新たに非常に忙しいことになつていくであろうと、かように思つておられる次第であります。従来はそういうことで調査の陣容というものはまだ六十何名、七十名足らずであつたかと思つておられますが、そういうことでありますので、今は充実していきたくしてしまつても、長年の間蓄積されておられます主務官庁の知識なり豊富な資料というものをやはり活用されていかれるものも、かかるべきではなからうかというのを申し上げた次第でございます。公正取引委員会のいまの調査活動をいたしておられます六十人、七十人の人が無能力であるとか、勉強不足であるとか、そういうことを申し上げたわけでは決してございませんので、誤解のないようにお願いを申し上げます。

○藤田(重)大臣 企業に独占的弊害がある、それについて営業の譲渡を命ずる必要があるかどうかというふうな問題について検討を始めることは非常に重大な問題でございます。したがって、これを立件調査するといふ段階におきまして、主務大臣に通知をして、意見があればこれを聞く、参考にするといふことはあつても差し支えないものかと考へます。決定はもちろ最終的には総合的に独自に公正取引委員会がいたすのでございまして、決して職権の独立性を侵されるものでもなし、参考に各方面の意見を十分聞くといふことであらうと存じます。

したがって、そういう考へ方は、私が信頼する部下の能力なり努力なりに対していささかも疑念を持つていふようなことではないのでありま

して、御理解を願いたいと存するわけでございます。

○中村(重)委員 総務長官、あなたは、私が指摘をしたように主務大臣の意見を聞かぬば間違いを起すと言つていらっしゃるやありませんか。これは不穏当でないとお考えになりますか。間違いを起すとは何ですか。間違いを起すから主務大臣の意見を聞きなさい、それでは公取に対する不信任ではありませんか。疑念ではありませんか。

それから公取委員長は、意見を聞くのは差し支えないとおっしゃる。あなたは、意見を聞き、これを尊重し、そして配慮してまいりますと言つておられる。少なくともあなたの部下は相当な期間をかけて独占状態について調査をし、これは排除の方

向に向かつていかなければならぬと自信を持つて対処するのです。それに対して、あなたは、これを尊重し配慮いたしますと言つておられる。これは方向転換をするということにならぬ。そして、それが、総務長官が主務大臣の意見を聞かなければ間違いを起すというふうな言つたことと関連をしたあなたの方二人の態度ではありませぬか。そういうふうな考へ方をもって、公取の独立した権限を侵すものではないんだ、最終決定は公取がやるんだと言つても、それは形式にすぎない。あなたの方二人の考へ方から言ふならば、実質的な決定権は田中通産大臣にあるんだというふうなこともない。たゞまは別として、いままでのあなたの答弁から受ける私どもの印象はただいま私が申し上げたとおりになると思ふ。私が指摘をいたしましたことは当然議事録に載つておられる。真剣に私はメモをしておる。これでも不穏当ではないとおっしゃいますか。

○藤田(重)大臣 間違いを起すともしも私が申し上げておりましたら、それは取り消させていた

「委員長退席、山崎(拓)委員長代理着席」
私は、四十条、四十六条の強制調査処分を行うわけでございますから、大変重要な行為に移る、

その時点において間違いがないように慎重にやらねばならぬ、だから豊富な知識、資料を持っておる主務官庁に一応の連絡もし、というふうなことを通知するというのを申し上げたと思うのでございます。そうでなければ、通知をしなければ間違いが起るとか、主務大臣の意見を聞かなければ間違いが起るとか、というふうなことを私が申し上げたとすれば、これは取り消させていただきます。あくまでも公正取引委員長の権限のあるところでございますから、通知にしろ意見にしろ、それを聞いた上で公正取引委員会が自主的に判断されることとさせていただきます。もし万一私が間違いが起るとかというふうなことを言いましたら、それは取り消させていただきます。

○中村(重)委員 田中通産大臣、あなたに対しては、通産省に対しても、従来の姿勢という面から私は指摘をしておりました。公取から通知を受け、意見を述べるという場合に、あなたは公取の独立性というふうな面からどのような態度をもってこれに対処しようとお考えになりますか。

○田中国務大臣 お答えいたします。

私の考え方でございますが、四十五条の二項の問題についての先生の御質問と、さらに後退的な規定であるというふうな御意見もございました。公取の現在の組織は確かに内閣とは独立の職権を持っておりますけれども、国民経済、国家経済を伸ばしていこうという本質的な気持ちにおきましては全く私どもと同様であって、私どもの行います経済政策がえてして企業の独占的な弊害をもたらしうなことがあったと仮定するならば、それはむしろその非違を国家的な意味においてたまたすという意味で独立的な権限が与えられておる。しかしながら、国民経済、国家経済をよかれと念願をいたしておりますその気持ちにはわれわれと全く同じものである、こういうふうには考えておるのでございます。

そういう限りにおきまして、われわれの行いする経済政策があるいは独占的な弊害をもたらしうな、不公正な結果をもたらしうなことがない

いように、また、それに対しましての意見を求められれば、われわれといたしましてはわが方の政策なり考え方を十分に申し上げ、同時に、また、公取は独自の権限と職権をもって判断をせられ、そして対処されるべきことは当然だろう、かように私は考えるのでございまして、私の方の通産行政も、あるいはまた公取の独禁の見解も思うところは一つ、国家経済、国民経済の発展伸長であり、よかれと思うことの両々相まわりの機構である、かように私は考えております。

○中村(重)委員 独占状態の排除というのは、いまあなたが答えになった公正競争を促進すること、国民経済、国民の利益を守るといふ点からしてきわめて重要であるし、ある意味においては資本主義経済を健全に運営するという点にも実はつながってくるというふうに思われるのです。この企業分割、営業権の一部譲渡は歯どめが無数にかかって、営業権の一部譲渡などということとはなかなか行い得ないというふうな印象を私どもは質問の中で受けているわけですが。

ましてや、独占状態の最たるものであるというふうな考えられている麒麟麦酒の場合におきましても、あるいはビアノの場合におきましても、新日本製鉄なんかの場合におきましても、当然これらが対象になるであろうというふうに考えられるんだけれども、現状において一社もないというふうな答弁をされた。ですから、公取が主務大臣に独占状態の排除について通知をしたり意見を求めるといったような場合はよくよくのことだろうと思うが、それに対して通産大臣が、せつかく腰を上げようとするのをこの規定を利用して上げさせないで抑えつけてしまうようなことがあつてはならないと私は思うのです。だから、あなたが公正競争、国民経済の健全化と言ったようなことが通産大臣として意見を述べた場合の重点でなければならぬというふうには私は考えます。

この点に対して、私が申し上げたような姿勢で対処するかどうか、改めてお聞かせをいただきました。

○田中国務大臣 お答えいたします。

その点は全く先生の仰せられるとおりでありまして、通商産業行政といえども思うところはただ一つ、国家の繁栄であり、国民経済の伸長であり、自由経済を守っていきまます取引の公正であり、同時に、また、そこには一定の限界のあることを私どもも通産政策を行います者としていたしましてはみずから成りてまいりまますし、また、その弊害に対しまして独自の権限を持った公正取引委員会の存在理由というものもそこにあることを十分に認識の上で、御意見を聴取されれば所見も申し上げ、あるいはまたその御判断にゆだねておる次第でございまして、どうぞその点は御懸念のないようにはお願いいたしたいと存じます。

○中村(重)委員 少なくとも公取を助ますくらしい態度で対処されることを私は強く求めておきます。

官房長官がお見えになりましたけれども、いま質問しておる点について若干考え方を伺っておきたいことがあるのですが、この主務大臣に対する通知ですね。それから、意見を主務大臣が述べておきたことからは、秘密扱いにしてこれを公表しないというお答えであつたわけですが、いままでの公取がカルテル行為等に対して対処してきたことからは、この点だけをなぜに秘密にしなければならぬのか。この独占状態といったようなことについては、国民をつんばさじきに置いてはいけません。少なくともこれから先公取が対処していかねばならぬということは、国民に知らしめること、そして国民の意見を吸い上げていくこと、そして国民全体のものとして公正競争を促し、国民経済の健全な発展を図っていくこととなければならぬと思つておる。そういう点からいいたしますと、独占状態があり、あるいは主務大臣が意見を述べたりといったようなことを、それを国民に知らしめるといふことを特に秘密にしなければならぬという理由はないと私は思ふ。むしろ知ってもらうことの方が正しい

しい経済の運営につながっていくんだというふうに思うのでございまして、この点についての総務長官と公取委員長の御見解はいかがですか。

○大橋政府委員 事務的な点だけ御説明させていただきます。

一般的に、行政機関相互の、非公式でもございませぬけれども未成熟な段階での意見交換というものは公表される慣行はないわけでございます。○藤田国務大臣 先ほど来たたび先生に申し上げておりますように、行政機関同士がそのよう資料あるいは豊富な知識をいわけ借用するといふ事か、そういうふうなことでですから特に公表することはない、かように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 行政機関相互の問題だと言われるが、これはそういうものじゃないですよ。これは法律にそのような規定されるわけですが、国民にとっては重大な関係があるのです。それを法律にはつきり明記して、それに基づいて通知をしたり意見を述べる機会を与えるというふうなことをおやりになる。それを単に何か行政機関同士の秘密事項みたいなことで処理するということは適当ではありません。せつかく公取がやろうとするに對して、通産大臣が非常に良心的に今後対処しようという姿勢をお示しになったことに対して、私はまたそれを信頼しない言葉のようにもなりませんけれども、田中さんがおかわりになつてまた別の通産大臣が御就任になるといふこととだつてあるわけですが、それによつてまた通産省の事務当局にも影響が出てくるわけなんです。せつかく腰を上げようというのを抑えた、しかし、それは行政機関相互のことであるからというのでこれを全く知らしめない、つんばさじきに置くといふような形になつてくると、国民経済の発展なり国民の利益を阻害するといふことにつながります。そういうことは許されてはならぬと私は思ふ。

中小企業等のカルテルについて、どのような態度で公取は対処しておりますか。実際は四十条あ

るいは四十三条によって調査等をおやりになる。やってみなければわからないけれども、公取が立入調査なんかをやるといふことは、行く前に公開をしておるじゃありませんか。そして立ち入りをされると、今度はそうした中小企業というものは違法行為をやったといふことで批判を受けるが、しかし、やった結果は何にもなかったといふことだつてある。しかし、一面から見れば、そのことが企業の人たちの緊張を促していく、営業姿勢を直していくといふことにもつながってくるであらう。一概に発表することを私は否定をしようとは考えません。ならば、こうした独占状態の問題に対しても、特にこれを秘密扱いにしなければならぬという理由はない。少なくとも、強い者は守り、弱い中小企業等に対しては厳しい態度をもって臨むという姿勢は改める必要があると考へる。

この点に対して総務長官と公取委員長の考え方を改めてお聞かせいただきたい。

○藤田国務大臣 特に、強い者は守って弱い者には強く当たるといふことは毛頭考へておりませんで、たびたび申し上げているような通知なり意見を述べるといふことでございしますから、これによって公正取引委員会が束縛を受けるものではないわけでございますから特に公表する必要もありません、こゝういふことを申し上げておる次第でございます、絶対秘密にしなければいけません、それはおっしゃるとおりでございます。

○澤田政府委員 通知あるいはそれに対する意見の交換というふうなことは、先ほども答弁がございましたように行政官庁間の行為でございますが、一般論で申しますれば、それを一々公表するといふようなものではないと考へるのであります。いまも総務長官から話がありましたように、それでは逆に言つて絶対に出せないものかといふことになりますと、これはまた場合によつてはあり得る必要なことも起こり得るか——これは現段階で予想はできませんけれども、それで、先ほど

御指摘のカルテル等の臨検、立ち入り検査の問題でございますけれども、これも積極的に公表いたしておるわけではございませんで、報道機関の取材に応じて知らせるという程度にとどめておるわけでございますので、行政官庁間のやりとりの問題と一概に比較もできないのではないかと考へておる次第でございます。

○中村(重)委員 公取委員長、なかなか歯切れが悪い。時間の関係もありませんから余り多くを申し上げませんけれども、公取の存在は非常に重要であるかを考へ、国民の期待にこたへるといふことで対処してもらいたいといふことを申し上げておきます。

官房長官の時間の関係もございませうから、担当の省の大臣に対する質問をしばらくおきまして官房長官の見解をただしてみたいと思つております。私は本日総理の出席を求めました。独占体制の排除の問題、独占政策の重要性といふことはますます私から申し上げるまでもございせん。したがつて、今次国会における最重要法案であるといふ受けとめ方を私どもはいたしております。七十五回国会におきましては三木総理大臣が出席をいたしました。少なくとも福田首相は進んで出席をすることをしないでなければならぬと思つております。この点に対しては与党の理事諸君もその必要性はお認めになつておつた。したがつて、与党の理事諸君も総理の出席を相当強く求めてくれたであらうと私は思つてございしますが、出席をされませんでした。

官房長官が代理で御出席になつたわけでございますが、総理が出席をされなかつた点について、官房長官からこの際明らかにしてまいりたい。○園田国務大臣 重大な問題で、特に日本国家における経済の転換期を期する重要法案の審議でありますから、総理が出て御意見を承り、決意を表明するのが当然であることはおっしゃるとおりでございますが、ヨーロッパから帰りました公務多端でありますし、世界じゅうの國々の新聞記者の方がおいでになつたり、それから特にきよりは世

界各国に在任しておられる日系の方々の会合等もありましたので、やむを得ず、役不足であります。私が名代で出てまいりました。

そのかわりに、御意見は十分承りまして、これは的確に総理にお伝えをする所存でありますから平にお許しを願ひたいと思つております。

○中村(重)委員 第七十五回国会で独禁法の改正が論議されてから二年を経過したわけでございます。御承知のとおり、七十五回国会では五党一致の修正で衆議院を通過しながら、参議院では一回の審査も行われなかつたまま廃案になつたわけでございます。私は、この責任はすべて政府・自民党が負うべきものであると考へる。

実は、私もこの五党一致の修正を成功させるためにはいふん苦勞しました。努力もしました。また、与党の出先の理事の中にも、戦前の財閥が解体されて、そして今日日本経済は競争状態が生まれて発展を遂げてきている、しかしまた企業集団といふような昔の財閥と変わらないようなものが出てきて日本経済の発展の阻害要因にもなつていくという、私どもの考へ方と同じような考へ方を持つ与党の理事も一部にはおりました。そうした与野党一致の努力によつて、私どもも譲るべきところは譲り、そして大きな前進という形で、全会一致という、重要法案といつたしましては本當に大きな評価をしなければならぬような形で衆議院を通過いたしました。だが、参議院では長官も御承知のような形で一回も審議も行われなかつたまま廃案になつた。しかし、結果はそうなつたわけではあります。議会制民主主義を尊重する立場からいたしまして、五党修正でもって衆議院を通過したと同様な案が今次国会において遅まきながら提案されるべきであつたと私は考へる。だが、非常に後退をした案が出てまいりましたが、これとても参議院で果たして成立するのであらうかといふように危ぶまれる点もなきにしもあらずであります。

自民党の山中調査会長は熱心にこの委員会に出席をされて、そして今回修正案もまとめてまいりましたからこの成立を期待しておられるであらうと私は思つておるわけでありま。ところが、質問することはまことに結構でありますけれども、与党の諸君はこれまでどの法案に対しても質問しないのかかわらず、入れかわり立ちかわりこの独禁法の改正については質問をされます。そして、しかも、独占状態といふものがつかまへられぬのか、なぜにこの改正を急がなければならぬのかといふような意見すら出ているのでござい。参議院においては、ある委員は三時間四時間も質問をする構えであるといふことも聞かされております。

したがつて、私は、きよりは総理に、自民党総裁と総理の立場から、責任を持つて今国会において成立させる、七十五回国会のようなことを二度とやらないといふようなはつきりした姿勢を伺うつもりでありましたが、官房長官でありますから、総理の代理でもございしますから、この際自信を持つて責任を持つて今次国会において成立させる御意思であるかどうかを明確にさせていただきたいと思つております。

○園田国務大臣 本法律案の今日までの経緯、審議の状態等は私もよく存じております。今国会において総理がしばしばあらゆる場所で行つておられますとおり、この必要性にかんがみ、与野党の合意を得て今度の国会でぜひ成立をさせたいといふわけで、党では山中会長を中心にして精細に勉強し、しかも与野党の合意を得るよう格段の努力をしていただいております。

与党の方でいろいろ質問が出るようでありますけれども、その質問も合意の上でこれを必ず成立させたいといふ努力だと考へておられますが、参議院に参りまして、総理としても、総裁としても、責任を持つて今国会で成立させるようこの上とも全幅の努力をする決意でおるわけでございます。

○中村(重)委員 七十五回国会は申し上げたようなことではあります。当然同様の案でもって今回も提案されるべきであつたと私は思つております。私

またからこの成立を期待しておられるであらうと私は思つておるわけでありま。ところが、質問することはまことに結構でありますけれども、与党の諸君はこれまでどの法案に対しても質問しないのかかわらず、入れかわり立ちかわりこの独禁法の改正については質問をされます。そして、しかも、独占状態といふものがつかまへられぬのか、なぜにこの改正を急がなければならぬのかといふような意見すら出ているのでござい。参議院においては、ある委員は三時間四時間も質問をする構えであるといふことも聞かされております。

したがつて、私は、きよりは総理に、自民党総裁と総理の立場から、責任を持つて今国会において成立させる、七十五回国会のようなことを二度とやらないといふようなはつきりした姿勢を伺うつもりでありましたが、官房長官でありますから、総理の代理でもございしますから、この際自信を持つて責任を持つて今次国会において成立させる御意思であるかどうかを明確にさせていただきたいと思つております。

○園田国務大臣 本法律案の今日までの経緯、審議の状態等は私もよく存じております。今国会において総理がしばしばあらゆる場所で行つておられますとおり、この必要性にかんがみ、与野党の合意を得て今度の国会でぜひ成立をさせたいといふわけで、党では山中会長を中心にして精細に勉強し、しかも与野党の合意を得るよう格段の努力をしていただいております。

与党の方でいろいろ質問が出るようでありますけれども、その質問も合意の上でこれを必ず成立させたいといふ努力だと考へておられますが、参議院に参りまして、総理としても、総裁としても、責任を持つて今国会で成立させるようこの上とも全幅の努力をする決意でおるわけでございます。

○中村(重)委員 七十五回国会は申し上げたようなことではあります。当然同様の案でもって今回も提案されるべきであつたと私は思つております。私

受けるような答弁すら出てまいりました。これは議論をしたところでございますが、まず、そういう点もあり、それから課徴金制度の新設など、独禁法の強化改正によって公取は相当な人員が必要になってくるというふうに思うのですが、いままで公取の陣容というものは非常に弱い。これほど重要な役割をやっている公正取引委員会の委員、陣容は、総務長官が公取の陣容はそういうこととに携わる者は六十人くらいしかないのだと言ったようなことを、残念ながらその数において、肯定をしなければならぬということなのでして、これでは国民の期待、国民経済の発展、国民の利益を守るということになり得ない。したがって、今度八名増員なさいました、実質六名ですね。こういうことではお話にならないじゃありませんか。

きょうは行管からお見えでございますから、それぞれ基本的な点について伺いましょう。総務長官からは、公取の機構、人員の強化についてどうお考えになるかという点をお答えいただけますでしょうか。それから行管からは、この公取の職務の特殊性という点から考えて、総定員法によるこの抑制措置というふうなものは公取に関する限りは特別に対処していかねばならないというふうにお考えのわけでございますから、その点に對してもお答えをいただきたいというふうに思います。

○藤田国務大臣 先ほど六十名と申し上げましたのは総員を申し上げたわけではないのでございまして、その点は御了解願いたいと思っております。

総員は四百名からおりますから……(中村重)委員「三百九十九人」ということはわかっているのでございますか」と呼ぶ。はい、そのとおりでございます。

そこで、おっしゃいましたように、今度の改正によりまして相当仕事の量もボリュームもふえてきますから、陣容の強化は当然のことだと思っております。本年度はおっしゃいましたように六名の人員増というところでございますが、来年からは

仕事と見合いましたら相当な陣容の増加をいたさなければならぬ、特に調査、審査の部門の陣容を強化しなければならぬ、かように考えております。○辻政府委員 公正取引委員会の人員につきましてはかねてからいろいろの機会に御指摘をいたしているところでございまして、私もいろいろといたしてまいりまして、たゞ昭和四十年年度末で申しますと定員が二百七十七名でございましたが、五十二年年度末には四百五十五名に予定でございまして、この間百二十八人、四六%強の増員というふうになっておられるわけでございます。

それから、今回の独禁法改正に伴います業務量増に關しましては、すでに昭和五十年年度におきまして、改正法案の成立を見込みまして、審査部について審査室をつくるということと、それから人員につきましても、課徴金賦課業務の要員といたしまして十人の増員を認めているわけでございます。これは改正が成立した場合には直ちに実行に移すわけでございます。また、五十二年度につきましても、先ほど御指摘がございましたが、審査体制強化ということで八人の増員を認めている次第でございます。

したがって、これらの増員措置によりまして、今回の法改正に伴う業務量増に対応できると考えているところでございますが、今後とも改正法の運用の実態等につきまして十分注意を払いながら適切な配慮を払ってまいりたい、かように考えている次第でございます。

○中村重委員 アメリカの反トラストに従事する者は二千二百八十名ですが、日本の公取は残念ながら三百九十九人で、ほとんど調査をしないで、書類調査といったことでもって立入検査なんかもやらざるを得ぬ。そのためにいろいろなトラブルもできる。また、実際は思うようにならない。公取は非常に重要な役割りを果たさなければならぬ機関であるということは私が何回も申し上げた

げたとおりであります。当の責任者である公取委員長はこの陣容に対してどうお考えになるか、増員について強く政府に求めていくという考えか、あるいはどうか、その点いかがですか。

○澤田政府委員 従来も少しづつではあります。充実を重ねてきたのであります。なお、今回のような重要な改正が行われました以上、さらに充実する必要があると認められますので、今後も強力に人員の要請をしてまいりたいと思っております。

○中村(重)委員 今度お尋ねするのは官房長官です。この公取を政府から独立させるためには、同時にメンバーを、役人の古手と言ったら怒られるわけですが、卒業生を各省から持ってきたら怒られるメンバーとして、私も同意を求められるという形になっていくわけですね。そして公取の職務遂行のためには、専門的な知識と高い見識を持った人を公取のメンバーとして求めていくという点でなければならぬ。そのためには公取のメンバーの、長年公取の業務に従事してこられた職員を登用していく。専門的な知識と高い見識という点については、よそからかき集めてくるようなことよりもそういうことの方がはるかに高いと私は考えるが、こういう点については、この公取委員のメンバーについて今後再検討を加えていく必要があると考えますが、官房長官、いかがでございますか。

○園田国務大臣 まず、第一に、公取の体制、人事でございますが、いま与野党を通じて行政改革、人員の縮小を強く要求せられておるところでありますけれども、公取委員会の特殊性と、今度の法律案ができるまで審査して課徴金を取るという新たな仕事があるわけですから、委員長とも御相談をして所要のことを考えたいと考えております。

人事のことについては、いまおっしゃった御意見のように、いわゆる関係のない人が天下り式に來て公取を牛耳るといふようなことのないように、プロパーの人事ということもこの際検討しなければならぬのではないかと、私を私も考えておったところでございます。そういうことも考慮して今後の人事等は相談をしたいと考えております。

○中村(重)委員 十八條の二の解釈と今後の運用の問題について官房長官にお尋ねをいたしますが、十八條の二の「價格の同調的引上げ」の規定とそれから四十四條の追加規定は、現行四十條の一般調査権及び四十三條の公表規定を實質的に制約することになるのではないかと懸念から政府の見解をただしてまいりましたが、政府の否定的な答弁もありませんけれども、多少の懸念はやはりあるわけでありまして。

そこで、四十條の一般調査権と四十三條の公表規定を制限しない、あるいは排除するものではないということを変更して明確にされる必要があると思っておりますが、この点に対するお答えをいただきたい。

それから、四十四條の国会に対する年次報告に示す概要については、単なる形式ではなくて、少なくともその理由の実体が判別し得るような内容でなければならぬと思っております。この点に對しての考え方はどうなのか、まず、この二点についてお答えをいただきます。

○園田国務大臣 いま中村委員が仰せられましたとおり、四十條及び四十三條の規定による公正取引委員会の権限を制限または排除するものではないと思いません。この点をばっきりさせておきます。

第二問については、公取委員長から御答弁を願います。

○澤田政府委員 四十四條で報告いたします概要についてでございますが、国会に對する年次報告におきましては、もちろん形式的な値上げの状況のみではなくて、その値上げの理由についても、その実体がわかりますような程度のもを当然報告に盛り込まれるべきものと考えております。

○中村(重)委員 それから、必要に応じて四十三

条による公表はすべきであるというふうに思うのですが、この点はいかがでございますか。

○澤田政府委員 独占禁止法政策遂行上必要がある場合には公表し得るものと考えております。

○中村(重)委員 官房長官の時間もございませうし、私の割り当て時間も参りましたので、最後の質問を官房長官にいたしまして、あと二、三総務長官、公取委員長にお尋ねいたします。

冒頭に申し上げたように、今回の改正はきわめて不十分な面があるというふうに私は思います。前進した点もあることを否定するものではないと思いますが、公取の独立性をさらに強化して、そして国民経済の発展のためには、国民の利益を守るためには、統一して完全な内容にするための法改正が必要であるというふうに考えますが、政府といたしましてはそういう方向で今後対処するお考え方なのかどうか、伺ってみたいと思っております。

○園田国務大臣 先ほども申し上げましたが、世界経済の転換期で、日本経済がここで転換をしなければ日本の平和と繁栄は求められないという段階にきているときに、企業についても、自由企業の中において新しく繁栄を、地域社会に奉仕をする企業でなければ繁盛しないという新しいルールをつくる必要から出てきたのが今度の独占禁止法であると思っております。これが成立を願った以上は、この運用に一層の努力を傾け、さらにこれを社会の要求に応じて逐次対応する処置を講じなければならぬと考えております。

○中村(重)委員 それでは、総務長官と公取委員長に二、三点お尋ねをいたしまして終わります。審判及び訴訟の手續に制約が加えられているわけですが、この公取に新たに加えられた規定によって審判の権限が弱められたり、手續が遅延しないように配慮しなければならぬというように思うわけですが、五十三条の二の二で、被審人等が委員会陳述の機会が与えられることになったわけですが、それはそれなりに必要であるというように私は思います。ただ、この規定によって審

判の遅延にならないように運用されなければならぬというように思うわけですが、この点に対して、実際の運用に当たる公取委員長のお答えだけで結構でございますが、この陳述と与える機会というものは何回もあってはならないのですから、これは一回なら一回に限るということにならなければならぬというように思いますが、いかがであるか、伺いたい。

余りこれが長くなりまして課徴金自体が取れないという形にもなりかねないし、それからインフレは高進してくる、したがって課徴金を出しても痛みを感じない、こういう形になってまいりまして、この点に対しての公取のお考え方を伺っておきます。

○澤田政府委員 委員会審判に關しますることにつきまして考えますと、審判官が行っております審判というのは一連の手續でございますので、これに途中で委員会審判が入るといふようなことは審判の円滑な運用に支障を来すおそれがございますので、原則としては、審判官による審判が大体最終に近づいたというときに、これを御指摘のように一回に限るかどうかという点は今後の研究問題でございますが、そういう審判官による審判の最終段階において、委員会審判において意見を聞く機会を設けることが妥当であろうと考えておるのであります。その詳細の手續につきましては審査審判規定によって定めたいと思っております。お次第でございます。

○中村(重)委員 私どもは、一部修正を行って今度の改正案を成立させるという態度を決めていたところでございますが、要は、どんなにりっぱな法律をつくりましても、その運用が、いま申し上げたように、本当に公取の独立性というものを生かした、国民経済の発展と国民の利益を守っていくものでなければならぬと私は思うのです。産業政策は産業政策、独禁政策は独禁政策とばらばらではないことは私も承知をいたしております。独禁政策も産業政策の一部であるということも言えないこともありません。しかし、いまも申

上げたように、あくまでも独禁政策の強力な推進によって初めてこの独禁法の精神が生かされるということになると私は確信をいたします。したがって、それぞれお答えになりましたように、私も後退ということを指摘いたしましたことに対して、後退ではない前進なんだと、言葉は違いますが公取を激励鞭撻し、これに協力をするという姿勢をお示しになりましたが、その答弁とおあり、あるいはそれ以上に国会あるいは国民から評価をされたいように対処してもらいたいということと強く求めておきたいと思っております。

官房長官から独禁政策の強化ということについてお答えをいただきましたが、ただいま私が申し上げましたことに対して改めてお答えをいただき、また、法の運用に当たる公取委員長からお答えをいただきまして私の質問を終わりたいと思っております。

○園田国務大臣 一日も早い本法律案の成立をお願いすると同時に、この法律がなければならぬ必然性を十分認識し、いまの御意見を十分胸に入れてこの運用をし、あるいは成果が上がるように決意を固めていく所存でございます。

○澤田政府委員 法案成立の上は、非常に重大な改正でございますので、従来にも増して厳正にこの運用に努力してまいりたいと思っております。

○野呂委員長 山崎拓君。

○山崎(拓)委員 最後の質問になりましたが、内閣官房長官に二、三点伺っておきたいと思っております。

石油ショック後、減速経済という新しい経済環境に対応いたしましたこの独禁法改正が行われようとしたところでございますが、この独禁法改正が加えて自由経済の活力をそぐのではなからぬという疑問が各方面より呈せられているわけでございますが、この点を十分払拭いたしまして本独禁法の改正が行われるように要望する観点から御質問申し上げます。独禁法改正の骨子の中で特に議論を呼んでおります点は、一点は企業分割規定でございますが、

企業分割のごとき構造規制は産業政策の分野に属するものであり、産業政策は本来内閣の責任において行うべきものでありますから、したがって、今回の独禁法改正が、内閣から独立した権限を有する公正取引委員会が産業政策へ介入することとならないのかという疑問があるわけでございますので、この点を明確にさせていただきたいと思っております。

この規定の中で、審判を開始する以前の主務官庁への通知あるいは協議という規定が盛り込まれているわけですが、この点、運用に十分御配慮をいただきまして、産業政策の責任者でございます主務官庁の意見あるいは対策が十分取り込まれ、活用せられますように、この問題に対する内閣の明確な御見解をこの際伺っておきたいと思っております。

○園田国務大臣 第一の御心配でございますが、この独占的地位に対する措置の規定は、単にその企業のシェアが大きいからというのではなくて、相当の期間にわたって弊害が発生していることを要件としてやることになっておりますので、現実の効果は弊害発生を防止するところにあるものと解釈をいたしております。

なお、産業政策との関係でございますが、いまおっしゃいましたとおり、主務官庁との連絡調整は十分規定にございますし、また、これは他に手段がない場合の最後の規定がこの規定でございますから、それまでにわたっても、その後においても、いま仰せられたような趣旨を考えながら主務大臣は運用するように十分注意をしていきたいと思っております。

○山崎(拓)委員 もう一点だけ伺っておきますが、もう一つの議論を呼んでおられる今回の改正点でございますが、それは同調的値上げに対する報告徴収の規定でございます。この規定が発動されます際に、最終的には原価公表につながるのではないかと、そのことは自由経済の否定につながるのではないかと議論がございまして、また、貿易立国であり、国際競争を旨

とす日本の経済体制にとりまして大変な問題を

生ずるのではないかとこの観点から、本規定はむしる削除すべきではないかという意見もございす。しかし、この時点でございすのでそれはおくとしたしまして、今後、この報告徴収にかかわる調査の公取の調査権の発動等につきましては、そのようなことにつながらないように運用に十分配慮してもらわねばと存するわけでございす。内閣としての御意見を伺っておきたいと思ひます。

○園田国務大臣 事業者の秘密は公表しないといふことがこの法律にも規定されておりますし、公正取引委員会の方でも十分理解されておりますからそういう懸念はないと思ひますけれども、そういうことのないように十分注意をいたしたいと思ひます。

以上二点のことで私の方からもお願いいたしすことは、これは企業の手足を縛る一つの法律ではなくて、新しく転換する経済の中で企業が本當に繁榮していくにはという、新しいルールをつくるという意味でぜひ御協力を願ひたいとお願ひをいたしす。

○山崎(拓)委員 終わります。

○野呂委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

午後五時三十七分開議

○野呂委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。内閣提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

本案に対し、武藤嘉文君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五派共同提案に係る修正案が提出されております。

この際、修正案について提出者より趣旨の説明

を求めます。武藤嘉文君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○武藤(嘉)委員 たいま議題となりました修正案につきまして、提案者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付されておるとおりでございますが、主な修正点は、不当な取引制限によって生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届け出及び当該具体的措置の実施状況の報告に関する規定を削除することであり

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○野呂委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○野呂委員長 これより本案並びにこれに対する修正案について討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。まず、武藤嘉文君外四名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

文君外四名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○野呂委員長 次に、本法律案に対し、武藤嘉文君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブ五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者より趣旨の説明を求めます。佐野進君。

○佐野(進)委員 たいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、一般消費者の利益を確保するとともに、企業の活力を高め、国民経済の民主的で健全な発達を図るため、公正かつ自由な競争を促進することが重要であることにかんがみ、独占禁止法の積極的運用を図り、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、経済政策の中における独禁政策と産業政策の位置づけを明確にし、これらの関連に十分配慮しつつ、独占禁止法の運用を図ること。
- 二、不当な取引制限に該当する違反行為の排除にあたっては、適切な措置命令によりその実効を期すること。
- 三、納付された課徴金については、消費者等に還元する方法について検討すること。
- 四、中小企業協同組合のカルテルについては、実情に応じてとり扱うよう十分に配慮すること。
- 五、独占的地位の定義における事業分野等については関係者の意見を十分聴取し、早急にガイドラインを作成し公表すること。

六、公正取引委員会は、独占的地位の排除に際しては、関連する労働組合の意見を十分尊重すること。

七、第八条の四の規定の運用にあたり、特に経済部の調査権の行使については、自由経済体制の下での正当な企業活動を萎縮させることにならないよう十分慎重を期すること。

八、価格の同調的引上げに関する報告の徴収にあたっては、正当な企業活動を阻害することがないよう十分配慮するとともに、年次報告においては引上げ理由を明示し、必要に応じて一般的な調査及び公表の制度を活用すること。

九、寡占産業の実態を明確につかみ、その国民経済的位置づけを明らかにすること。

十、審判及び訴訟手続に関する新たな規定の運用にあたっては、審判手続等の進行に支障を来すことがないよう配慮すること。

十一、企業の集団化等によって生ずる株式の相互持合い、系列融資、人的結合等についてその実態を把握し、必要な措置を検討すること。

十二、公正取引委員会の機構の拡充及び定員の増加について速やかに必要な措置を講ずること。以上であります。

○野呂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について、政府から発言を求められておりますので、これを許します。藤田総理府総務長官。

○藤田内閣大臣 たいだいまの御決議につきましては、御趣旨に沿って善処してまいりたいと存じます。

ありがとうございました。

○野呂委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条に二項を加える改正規定中「次の二項」を「次の一項」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第八条の二第二項の改正規定中「若しくは第三項」を削り、同条第一項の次に一項を加える改正規定中「前条第一項第一号の規定に違反する行為に、第七条第三項の規定は前条」を「前条」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十條に一項を加える改正規定中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改める。

第五十條第二項の改正規定中「第二項（第八條の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項」を「若しくは第二項」に改める。

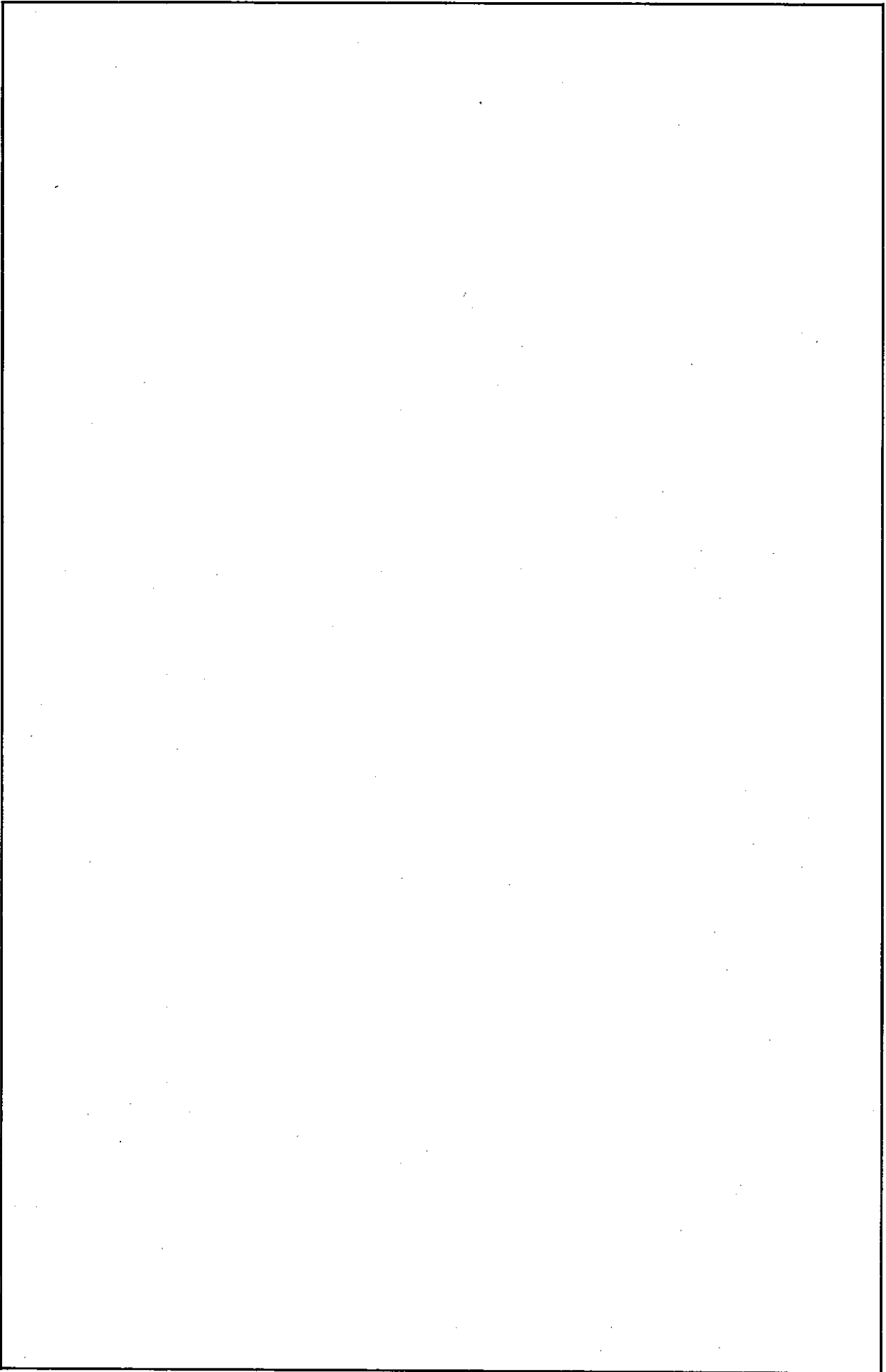
第五十三條の三の改正規定中「及び当該違反行為によつて生じた影響」を削る。

第五十四條第一項の改正規定中「若しくは第二項（第八條の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改める。

附則第三條第一項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改める。

○野呂委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会



昭和五十二年六月二日印刷

昭和五十二年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局